

共同住宅の水道料金等算定の特例制度について

高知市水道料金等のしくみ

高知市の水道料金は口径別の基本料金（※１）と、従量料金で算出します。この従量料金は使用水量が増えるほど 1 m^3 あたりの単価が高くなる逦増制（※２）を採っています。また、下水道使用料においても逦増制を採っています。

（※１） 口径別料金は、蛇口等の栓数に応じて定められたメーターの口径（大きさ）によって料金に差をつけるもので、基本料金及び従量料金は口径が大きくなると高くなります。

（※２） 逦増制は、使用水量が増えると 1 m^3 あたりの単価が高くなることをいい、高知市上下水道局では７段階に分かれています。

なお、水道料金については、１か月の使用水量が $1,000\text{ m}^3$ を超える部分については、逦減制（単価を低く設定）を採っています。

特例制度

１つの上下水道局取引メーターを２世帯以上で使用する場合、全体の使用水量を１つとして水道料金等を算定しますので、 1 m^3 あたりの単価が高くなり、請求金額が割高になります。

特例制度は、家庭の用以外（事業所・テナント等）の使用水量を除いた全体の使用水量を満室時世帯数で割り、その水量を口径別料金 20mmで料金計算し、満室時世帯数を掛けます。

特例適用の要件

- ・メーター口径が 40 mm以下であること
- ・アパート・マンション等の共同住宅（各世帯が直接利用するための風呂、トイレ及び台所を有すること）
 - ※ ２世帯住宅を含む
- ・店舗等と併用の建物の場合は、住居部分が 60%以上を占めている※
 - ※ 店舗の水量を計測するためのメーターを別途設置すること

共同住宅の水道料金等算定の特例制度について、ご不明な点がございましたら、下の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先 高知市上下水道局料金お客さまセンター
☎ 8 3 2 - 1 1 3 2